

7月行事予定

1	日	邑久・長船B&G海洋センタープールオープン
2	月	
3	火	
4	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00
5	木	知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
6	金	防災情報講演会(邑久町公民館)13:30~
7	土	セーリング体験教室(牛窓ヨットハーバー)9:00~
8	日	岡山県スポーツ少年団ソフトボール1号球交歓大会瀬戸内市予選会(長船スポーツ公園多目的広場)8:30~ 瀬戸内市卓球大会(牛窓体育館)9:30~ 瀬戸内市陸上競技選手権大会(岡山市神崎山公園競技場)8:30~
9	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
10	火	行政相談(ゆめトピア長船)9:00~12:00 育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
11	水	心配ごと相談(ゆめトピア長船)9:00~15:00
12	木	法律相談(瀬戸内市役所)10:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
13	金	乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00 精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30
14	土	
15	日	瀬戸内市オープンバタンク大会(牛窓中学校グラウンド)8:00~
16	月	海の日
17	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
18	水	リフレッシュ瀬戸内海岸清掃(前泊海岸・扇海岸)17:30~18:30 住宅増改築相談(瀬戸内市役所)9:00~15:00 心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00
19	木	行政・人権・消費生活相談(瀬戸内市役所)10:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
20	金	
21	土	とうもろこし大収穫祭(邑久町下笠加地内)8:00~12:00【22日まで】 セーリング体験教室(牛窓ヨットハーバー)9:00~ わくわく健康キャラバン(裳掛小学校体育館)19:00~21:00
22	日	チャレンジカッポス・ソフトボール大会(長船スポーツ公園多目的広場・国府小学校グラウンド)8:30~ 瀬戸内市少年少女ヨット講習会(牛窓ヨットハーバー)9:00~
23	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
24	火	育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
25	水	行政・人権相談(牛窓町公民館)10:00~15:00 心配ごと相談(牛窓町公民館)9:00~15:00
26	木	乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
27	金	牛窓夕焼けクルージング(牛窓港発着)18:30~20:00 人権相談(ゆめトピア長船)10:00~15:00 精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30 リフレッシュ体操教室(ゆめトピア長船)9:30~11:30
28	土	瀬戸内市バレーボール大会(邑久B&G海洋センター体育館)18:15~
29	日	
30	月	
31	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00



古い電話帳の回収

NTTでは、古い電話帳を回収し、それを新しい電話帳の原材料にする取り組みを行っています。

7月に新しい電話帳をお届けした際に、配達員に古い電話帳をお渡しください。

また、配達した際にご不在の場合は、改めて回収に伺いますので、タウンページセンターまでご連絡ください。

なお、お届け内容や配達冊



思い出に残る成人式を！

成人式は1月開催

平成20年瀬戸内市成人式を次のとおり開催します。対象となる新成人には、7月中旬に案内を送付します。もし、対象の人で、7月中旬に案内が届かない場合はご連絡ください。

▽日時 平成20年1月13日(日) 午前10時30分

▽場所 ゆめトピア長船

▽対象 昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人のうち、瀬戸内市に住み票がある人、または瀬戸内市内の中学校卒業生

☆成人式実行委員募集

自分たちの手で心に残る「成人式」「出合いの場」をつくる新成人を募集しています。一生に一度の式をより思い出深いものにし、楽しみましょう。

※締め切りは10月末まで

■問い合わせ先
市社会教育課
0869-34-5601

臓器提供意思表示カード

平成9年に「臓器移植に関する法律」が施行され、臓器移植のために提供できる「臓器」は、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球となりました。

腎臓、脾臓、眼球以外の臓器は、脳死下で摘出したものでなければ移植できません。

脳死下での臓器提供は、意思表示カードの書面に表示された本人の生前の意思表示と家族の承諾の両方が必要です。

臓器提供意思表示カードに自分の意思を記入し、常時携帯しましょう。詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ先
(財)岡山県臓器バンク
086-226-0181

表紙説明

邑久町豆田地先の吉井川河川敷で6月3日、吉井川水防演習が行われました。

国土交通省、吉井川流域の13市町村のほか、地元自治会の福岡会や八丁町内会、地元企業の皆さんも参加。

水防準備工法体験の土のう作りに参加した自治会の皆さんは、土のう袋に土を入れるなどの作業を懸命に行っていました。

国民年金の保険料免除制度

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人とその配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付(一部免除)」があります。「一部納付(一部免除)」には4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類があります。

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者については、本人・配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの保険料免除期間(一部納付・若年者納付猶予を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する場合は「全額免除」は3分の1、「4分の1納付」は2分の1、「2分の1納付」は3分の2、「4分の3納付」は6分の5となります(一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効(未納と同じ)になります)。

なお、若年者納付猶予期間については、年金額に反映されませんので、将来受け取る年金を増額するためにも、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができる追納制度を利用されることをお勧めします。

免除の承認期間については、7月から翌年6月までですが、全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された人が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

■問い合わせ先
市市民課
0869-22-1790
市牛窓支所
0869-34-3431
市長船支所
0869-26-2001